

介護職員（看護助手）のための スキルアップ研修実施

北海道美唄市

1 事業名

「介護職員(看護助手)のためのスキルアップ研修」

2 事業の概要

(1) 目的

慢性的な看護師不足が続くなか、社会保障制度改革では医療から介護、施設から在宅への方向性が示されています。

このため、介護職員(看護助手)が研修を重ね、一定の医療ニーズを持つ施設入所者や在宅医療者への適切な対応ができるよう、役割を果たすことが求められていることから、市立美唄病院の看護師等が講師となって、市内の介護施設等で従事する介護職員(看護助手)に向けたスキルアップ研修を行います。

(2) 内容

月1～2回テーマを決めて、下記のような研修を市立美唄病院内で行います。

- ・嚥下、摂食障害の基礎知識 ・口腔内のケア
- ・たんの吸引や経管栄養の基礎知識 ・認知症を持つ方への接し方
- ・転倒予防対策 ・利用者や家族からのクレーム処理
- ・シミュレータを活用した研修 ・外部講師を招へいした学習会

(3) 期間

平成30年4月～平成32年3月

(4) 年度別事業費(概算)

年度	H30	H31
概算事業費	1,550 千円 【内訳】 ●シミュレータ(おむつ交換、経管栄養、介護実習、口腔ケア、吸引) 1,020 千円 ●・DVD 10 千円 ●配信講義料 520 千円	616 千円 【内訳】 ●配信講義料 516 千円 ●外部講師謝礼 100 千円
寄附希望額	1,550 千円	616 千円

(5) 目標値(重要業績評価指標(KPI))

KPI	研修者数	年月
1 年目	100 人	H31. 3
2 年目	100 人	H32. 3

3 規制緩和される介護職員への医療行為

2012 年に介護職員によるたんの吸引行為が合法化され、一定の研修を受けた介護職員なら、口腔内に溜まったたんを吸引する行為が法的に認められました。

以下は介護職員が行っても良い医療行為とされています。

- ①水銀体温計・電子体温計による腋下の体温測定、耳式電子体温計による外耳道での体温測定
- ②自動血圧測定器による血圧測定(※水銀血圧計を使つての血圧測定はできない)
- ③新生児以外で入院治療の不要な者へのパルスオキシメータ装着(血中酸素飽和度を測定するための機械)
- ④軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置(絆創膏を貼る程度の傷など)
- ⑤軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)
- ⑥湿布の貼付(麻薬を除く)
- ⑦点眼薬の点眼
- ⑧一包化された内服薬の内服介助(舌下錠の使用も含む)
- ⑨座薬の挿入
- ⑩鼻腔粘膜への薬剤噴射の介助

以上の 1～10 までは、以前は医療関係者にしかできない行為でしたが、規制緩和され、介護職員にもできるようになりました。介護と医療の連携が推し進められることは確実ですので、今後さらに規制緩和されていく可能性があります。

4 事業の効果

- ・ 看護師の負担軽減
- ・ 救急時の早期対応
- ・ 資格取得に向けたモチベーションの向上
- ・ 多職種が参加することによる顔の見える関係づくりなど

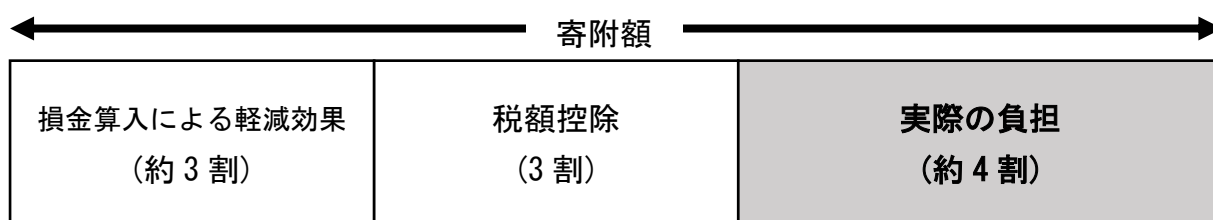
5 企業版ふるさと納税の概要について

(1) 制度の概要

国は、平成 28 年の税制改正により、地方創生の取組をさらに加速させていくために、地方公共団体が行う地方創生事業に対して、民間企業の皆様から積極的な寄附を行っていただけるよう「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」を創設しました。

これにより、地方公共団体が策定した「地方版総合戦略」に掲げられた取組に対して寄附をした民間企業の皆様には、寄附額の 3 割に相当する額を税額控除する課税の優遇措置がなされ、従来からの損金算入による軽減(約 3 割)と合わせて、寄附額の約 6 割の税負担の軽減が得られることとなりました。

《国の税制措置のイメージ》



(2) 主な留意事項

- ・ 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・ 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 美唄市内に本社が所在する企業からの寄附は、対象外となります。
- ・ 寄附の対象期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までとなります。

(3) 寄附のご相談

本事業の内容や寄附の手続などについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

また、本事業のほか、企業の皆様のご意向に沿った事業のご紹介・検討も行っておりますので、具体的な寄附対象がお決まりでない場合にもご相談ください。

<お問い合わせ>

北海道 美唄市 総務部 総合戦略室 総合政策課 総合政策係
〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
TEL:0126-62-3137 (担当直通)
FAX:0126-62-1088
E-mail:kikaku@city.bibai.lg.jp